

規則（訓令）名	理 由	要 旨
奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則	奈良県立同和問題関係史料センターにおかれる職員の職として副主任を追加するため、所用の改正をしようとするものである。	1 副主任の職の追加 奈良県立同和問題関係史料センターにおかれる職員の職として副主任を追加する。 (第2条及び第3条の2関係) 2 施行期日 令和7年4月1日から施行する。 (改正附則関係)

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「副主幹」の下に「又は副主任」を加える。

第三条の二（見出しを含む。）中「副主幹」の下に「及び副主任」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（職員の職） 第二条 略 2 史料センターには前項に定めるもののほか、副主幹又は副主任を置くことがある。 （副主幹及び副主任の職務） 第三条の二 副主幹及び副主任は、上司の命を受け、担任事務を整理する。	（職員の職） 第二条 略 2 史料センターには前項に定めるもののほか、副主幹を置くことがある。 （副主幹の職務） 第三条の二 副主幹は、上司の命を受け、担任事務を整理する。